

高松市こども未来館飲料自動販売機 設置運営事業者公募選定要項

この要項は、高松市こども未来館内の飲料自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置運営事業者（以下、「設置事業者」という。）を公募選定する手続について、必要な事項を定める。

高松市は、見積書を提出した者の中から最も有利な条件を提示した者をこの要項に基づき設置事業者として選定する。

1 発注担当課

高松市松島町一丁目15番1号

高松市健康福祉局こども未来部こども未来館

2 自動販売機の種類

清涼飲料水の自動販売機

3 設置場所及び台数

高松市松島町一丁目15番1号

たかまつミライエ内

1階自動販売機コーナー 1台

4階自動販売機コーナー 1台

※設置場所は別紙配置図参照

4 募集業務内容

別紙仕様書のとおり

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約期間は上記の期間とするが、自動販売機設置の必要性や設置事業者の管理運営状況を勘案して、支障がないと判断できる場合は、選定時の見積内容を変更しないことを条件に、令和13年3月31日を限度として、引き続き、同一事業者と契約を更新することができるものとする。

6 応募資格

個人でも法人でも応募することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できない。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の4第1項に規定する、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(2)個人の場合は高松市内に住所がない者。法人の場合は香川県

内に本社・本店又は支店・営業所がない者。

- (3)飲料自動販売機の設置運営業務(自らが管理・運営するものに限る。)の実績(公共施設に限る)を有していない者。
- (4)高松市税又は法人所在地自治体等課税の滞納がある者。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、第32条第1項各号に掲げる者及び高松市有財産の売払い等における暴力団等の排除に関する要綱別表に該当する者。(末尾参照)
- (6)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員。

7 選定方法

今回募集する自動販売機2台について、1者が設置するものとし、次項に掲げる提出書類の内容を審査、別紙仕様書に掲げる条件を満たし、見積もられた販売手数料の率(売上金額の%)が最も高い1者を設置予定(内定)事業者に決定する。

なお、見積書に記載した飲料販売手数料の率が同じ場合は、抽選の方法により、設置予定(内定)事業者を決定する。

【抽選方法】

- ① 抽選を実施する順番を決定するための予備抽選(くじ)を実施する。
- ② 抽選順位を決定した後に、設置予定(内定)事業者を決定するための抽選を実施し、決定する。

8 提出書類

(1)見積書(別紙様式のとおり)

ア 仕様書に掲げる条件を満たすことについて同意した上で、法人の所在地、商号又は名称及び代表者氏名(個人の場合は住所、氏名)、販売手数料の率(%)を記載すること。

イ 見積書の件名は、「高松市こども未来館飲料自動販売機販売手数料見積書」とすること。

ウ 訂正した場合は訂正箇所に押印又は訂正した者の氏名をフルネームで余白に記載すること。ただし、率の訂正は認めない。(記載例参照のこと)

エ 宛先は「高松市長」とすること。

オ 日付は見積書を提出する日とすること。

(2)誓約書(別紙様式のとおり)

(3)委任状(代理人選任の場合、別紙様式のとおり)

(4)自動販売機の設置予定機種カタログ・販売予定商品カタログ

9 提出期間

令和8年2月5日（木）から2月9日（月）の午後4時までに、次項提出先への持参又は郵送により提出するものとする。
※1 持参は、午前9時から午後5時まで（提出最終日は午後4時まで）。

※2 郵送は、書留郵便にて2月9日（月）午後4時までに、高松市こども未来館必着とする。

10 提出先（問い合わせ先）

〒760-0068 高松市松島町一丁目15番1号
高松市こども未来館 管理係 担当：西宮
TEL 087-839-2571 Fax 087-839-2575

11 設置場所の確認について

高松市こども未来館の自動販売機募集に係る現場での説明会は実施しないので、設置場所の確認を希望する場合は、事前連絡の上、来館すること（ただし、休館日である火曜日以外の午前9時から午後5時まで。）。

12 質問及び回答

(1) 本公募の内容に質問がある場合は、提出期限までに質問書をファクシミリ又は持参の方法で高松市こども未来館に提出すること。

質問書提出期限：令和8年2月2日（月）正午まで

(2) 質問受付後、回答については次のとおり公表する。

ア 公表期間：令和8年2月4日（水）から2月6日（金）まで

イ 公表方法：市ホームページで公表

13 選定結果（内定）の通知

(1) 選定結果（内定）は、令和8年2月25日（水）を目途に通知（連絡）する。

(2) 選定結果（内定）に関する質問及び異議には応じない。

14 選定決定までの手順

(1) 設置予定（内定）事業者に下記の書類の提出を求める。

ア 現在事項全部証明書（法人）又は住民票記載事項証明書（個人）（発行後3か月以内のもの）

イ 高松市税等の滞納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）

ウ 役員一覧（法人のみ）

(2) 提出書類を審査し、応募資格に反する事項がないことが確認できれば、正式に設置事業者として決定する。

また、上記ア～ウの書類が提出されない場合又は応募資格が

ないと判断した場合は、選定(内定)を取り消し、次順位の者に上記ア～ウの書類の提出を求め、以後同様の審査をして決定する。

(3)応募資格に反していた場合は書面で通知するものとする。

【参考】(第6の(5)関係)

高松市有財産の売払い等における暴力団等の排除に関する要綱
別表抜粋

- (1)暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるもの
- (2)自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの
- (3)暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与える、又は便宜を供与したと認められるもの
- (4)暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるもの
- (5)暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるもの